

## 山梨県立図書館障害者サービスに関する要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、山梨県立図書館利用規程第十九条の規定に基づき、障害のため図書館の利用に制約のある者へ適切な資料及び情報並びに学習の機会を提供するため、山梨県立図書館（以下「県立図書館」という。）の障害者サービスに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第二条 障害者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、図書館資料の利用に障害があり、図書館資料をそのままの形では利用することが困難な者を対象とする。

2 利用を希望する者は、山梨県立図書館運営規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第九条第二項に規定する図書館利用カードの交付を受けた上で、障害者サービス利用登録申込書（別紙）を提出しなければならない。

### (障害者サービスの種類)

第三条 県立図書館が提供する障害者サービスの種類は、次のとおりとする。

一 代読サービス 県立図書館が所蔵する墨字資料（視覚に障害のない者が利用する筆記文字による資料をいう。）を対面で朗読すること。利用時間は、金曜日（山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）第九条第一項の休館日を除く。）の十三時から十五時までとする。

二 録音図書、点字図書等の障害者用資料又はそのデータ（以下「録音図書等」という。）の館内利用及び貸出サービス 県立図書館が所蔵する録音図書等及びオンラインネットワーク上のデータベースや他の図書館等から借り受けた録音図書等を館内で利用させ、希望する場合は貸し出すこと。貸出点数は、一人十点を限度とする。貸出期間は、三十日間とし延長は認めない。

三 機器の利用提供サービス 利用者には、読書サービス室に備えた音声読み上げ装置、録音図書再生機、点字プリンター又はパソコン等を利用させること。オンラインネットワーク上のデータベースから、データをダウンロードして利用する際の操作は職員が行う。

四 録音図書等の複製サービス 著作権法等の関係法令で許容される範囲において録音図書等の複製物を提供すること。複製を希望する利用者は、規則第八条第一項の複製申込書を提出しなければならない。複製できる録音図書等は、一回の申込みにつき一点とする。複製物を書き込む媒体は、利用者が持参若しくは事前に県立図書館に郵送することとし、複製は職員が行う。

五 録音図書等の郵送サービス 録音図書等及び前号の複製物を利用者に郵送すること。

六 図書・雑誌の郵送貸出サービス 図書・雑誌（ゆうパケット約款で定めるゆうメ

ールで送付できる大きさのものに限る。以下「図書等」という。)を利用者に郵送して貸し出すこと。貸出冊数は、一人十冊を限度とする。貸出期間は、郵送期間を含め三十日間とし延長は認めない。

- 2 前項第五号及び第六号の対象者及び費用負担については、別表に定めるとおりとする。

(予約)

第四条 前条各号のサービスを受けようとする者は、あらかじめ電話、ファクシミリ、電子メール、郵送又は直接来館により予約しなければならない。

(利用手続きの特例)

第五条 前三条の手続きのうち、障害者サービス利用登録、貸出、複製及び予約は、代理者の申込みを認めるものとする。

- 2 障害者サービス利用登録は、来館が困難と認められる者のみ郵送で受け付ける。  
なお、規則第九条第二項に規定する図書館利用カードの交付が済んでいない者は、同時に申込可能とする。

(機器の利用の特例)

第六条 第三条第三号の機器は、山梨県立図書館長が障害者支援を目的としていると認めた場合については、第二条の対象者以外の者であっても利用できるものとする。ただし、用紙等消耗品は機器を利用する者が持参し、機器の利用に際しては、著作権法を遵守しなければならない。

(障害者サービスの充実)

第七条 県立図書館は、第三条各号のサービスの他、施設及び設備の管理、図書館資料の利用において、県立図書館の利用に障害のある者に対するサービスの充実に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から適用する。

この要綱は、令和二年四月一日から適用する。

別表 第三条関係

資料の種類	対象者	費用負担
録音図書等	身体障害等により視覚による表現の認識が困難な者	利用者負担 ※視覚障害一級又は二級の身体障害者手帳所持者は無料
図書等	身体障害者手帳一級・二級、療育手帳 A、戦傷病者手帳特別項症・第一項症・第二項症所持者	利用者負担

※当館は特定録音物等郵便物発受施設に指定されている。